

新旧対照表

改正案

現行

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項

第1 趣旨 (略)

第1 趣旨 (略)

第2 目的

第2 目的

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)においては、感染症の予防に重点がおかれ、患者発生状況の把握、病原体の検査などを迅速かつ正確に行うとともに、収集した情報を分析して予防啓発することが重要である。本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の県民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)においては、感染症の予防に重点がおかれ、患者発生状況の把握、病原体の検査などを迅速かつ正確に行うとともに、収集した情報を分析して予防啓発することが重要である。本事業は、感染症情報を迅速かつ正確に把握し、その情報を速やかに地域や医療機関及び関係機関に還元することにより、県民の予防意識の向上と医療機関における診療や研究の推進に資するとともに、本事業結果に基づき国、県及び市町村さらには関係機関が連携して適切な感染症予防対策を講じられるよう、感染症の発生及びまん延を防止する体制を構築すること、また、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的とする。

第3 対象感染症

第3 調査対象感染症

1 一類感染症～四類感染症 (略)

1 一類感染症～四類感染症 (略)

・五類感染症 (全数)

・五類感染症 (全数)

(64)アメーバ赤痢, (65)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。), (66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, (67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びレフトバレー熱を除く。), (68)クリプトスポリジウム症, (69)クロイツフェルト・ヤコブ病, (70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症, (71)後天性免疫不全症候群, (72)ジアルジア症, (73)侵襲性インフルエンザ菌感染症, (74)侵襲性髄膜炎菌感染症, (75)侵襲性肺炎球菌感染症, (76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)(77)先天性風しん症候群, (78)梅毒, (79)播種性クリプトコックス症, (80)破傷風, (81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症, (83)百日咳, (84)風しん, (85)麻しん, (86)薬剤耐性アシネトバクター感染症

(64)アメーバ赤痢, (65)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。), (66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, (67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びレフトバレー熱を除く。), (68)クリプトスポリジウム症, (69)クロイツフェルト・ヤコブ病, (70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症, (71)後天性免疫不全症候群, (72)ジアルジア症, (73)侵襲性インフルエンザ菌感染症, (74)侵襲性髄膜炎菌感染症, (75)侵襲性肺炎球菌感染症, (76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)(77)先天性風しん症候群, (78)梅毒, (79)播種性クリプトコックス症, (80)破傷風, (81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症, (83)風しん, (84)麻しん, (85)薬剤耐性アシネトバクター感染症

・新型インフルエンザ等感染症 (略)

・新型インフルエンザ等感染症 (略)

・指定感染症 (略)

・指定感染症 (略)

2 指定届出機関 (以下、「定点」という。) から届け出る (以下、「定点把握」という。) 対象感染症は次のとおりとする。

2 指定届出機関 (以下、「定点」という。) から届け出る (以下、「定点把握」という。) 対象感染症は次のとおりとする。

・五類感染症 (定点)

・五類感染症 (定点)

(87)RSウイルス感染症, (88)咽頭結膜熱, (89)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (90)感染性胃腸炎, (91)水痘, (92)手足口病, (93)伝染性紅斑, (94)突発性発しん, (95)～(110) (略)

(86)RSウイルス感染症, (87)咽頭結膜熱, (88)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (89)感染性胃腸炎, (90)水痘, (91)手足口病, (92)伝染性紅斑, (93)突発性発しん, (94)百日咳 (95)～(110) (略)

・法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症 (略)

・法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症 (略)

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象二類感染症 (略)

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象二類感染症 (略)

第4 実施主体 (略)

第4 実施主体 (略)

第5 実施体制の整備

第5 実施体制の整備

1 茨城県感染症情報センター

(1) 事業の実施に当たり、茨城県感染症情報センター（以下「県感染症情報センター」という。）を 茨城県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）内に設置する。

(2) 県感染症情報センターは、県医師会及び県教育委員会等関係機関の協力を得て、事業の円滑な運営を図る。

(3) 県感染症情報センターは、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を国立感染症研究所内に設置されている中央感染症情報センターに報告し、中央感染症情報センターから全国情報の提供を受ける。

(4) 県感染症情報センターは、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報と全国情報をもとに週又は月単位で分析した感染症情報を茨城県保健福祉部保健予防課（以下「保健予防課」という。）とともに、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

2～3 （略）

4 衛生研究所

(1) （略）

(2) 衛生研究所は、検査の結果、検出された病原体情報を調査システムにより中央感染症情報センターに報告するとともに保健予防課、県感染症情報センターに報告する。

5 茨城県感染症対策委員会

(1) 事業の的確な運用を図るため、茨城県感染症対策委員会を設置する。

(2) 当委員会の組織運営に関して必要な事項は別に定める。

6 （略）

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(74)、(84) 及び(85)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(74)、(84) 及び(85)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（以下、「届出基準等通知」という。）に基づき診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合は、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ～エ （略）

1 茨城県感染症情報センター

(1) 事業の実施に当たり、茨城県感染症情報センター（以下「県感染症情報センター」という。）を設置する。

(2) 県感染症情報センターは、茨城県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）内に置く。

(3) 県感染症情報センターは、県医師会及び県教育庁等関係機関の協力を得て、事業の円滑な運営を図る。

(4) 県感染症情報センターは、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を国立感染症研究所内に設置されている中央感染症情報センター （以下「中央情報センター」という。）に報告し、中央情報センターから全国情報の提供を受ける。

(5) 県感染症情報センターは、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報と全国情報をもとに週又は月単位で分析した感染症情報を茨城県保健福祉部保健予防課（以下「保健予防課」という。）とともに、各保健所、県医師会、県教育庁等の関係機関に提供・公開する。

2～3 （略）

4 衛生研究所

(1) （略）

(2) 衛生研究所は、検査の結果、検出された病原体情報を調査システムにより中央情報センターに報告するとともに保健予防課、県感染症情報センターに報告する。

5 茨城県感染症対策委員会

(1) 事業の的確な運用を図るため、茨城県感染症対策委員会を設置する。

(2) 当該委員会の組織運営に関して必要な事項は別に定める。

6 （略）

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(74)及び(84)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(74)及び(84)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（以下、「届出基準等通知」という。）に基づき診断した場合は、届出基準等通知別記様式を用いて、直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合は、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ～エ

オ 県感染症情報センター

(7) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、中央感染症情報センターに報告する。

(4) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報又は、月報として公表される県域の感染症の発生情報、全国情報と併せて、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

カ (略)

2 全数把握の五類感染症（第3の(74)、(84) 及び(85)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第3の(74)、(84) 及び(85)を除く。）の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合は、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ～エ (略)

オ 県感染症情報センター

(7) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、中央感染症情報センターに報告する。

(4) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報又は、月報として公表される県域の感染症情報、全国情報と併せて、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

カ (略)

3 定点把握の五類感染症

(1), (2) (略)

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(7) 小児科定点

対象感染症のうち第3の(87)から(96)までに掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。

(4) ～ (5) (略)

(4) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域毎に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

オ 県感染症情報センター

(7) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、中央情報センターに報告する。

(4) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報又は、月報として公表される県域の感染症の発生情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ (略)

2 全数把握の五類感染症（第3の(74)及び(84)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第3の(74)及び(84)を除く。）の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合は、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ～エ (略)

オ 県感染症情報センター

(7) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、中央情報センターに報告する。

(4) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報又は、月報として公表される県域の感染症情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ (略)

3 定点把握の五類感染症

(1), (2) (略)

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(7) 小児科定点

対象感染症のうち第3の(86)から(96)までに掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。

(4) ～ (5) (略)

(4) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域毎に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として患者定点に指定された医療機関の中から選定する。

(ア) 小児科病原体定点

小児科定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、第 3 の(87)から(96)までを対象感染症とする。

(イ) ～ (ウ) (略)

(エ) 基幹病原体定点

基幹定点の全てを基幹病原体定点として、第 3 の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位

ア, イ (略)

ウ 前記(2)のアの(ウ)により選定された患者定点に関する情報については、第 3 の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104), (105), (107)及び(108)については、1 週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とし毎週報告する。(106), (109)及び(110)に関する患者情報は 1 月を単位として毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1 月 1 日を基準として決定するものとする。

エ (略)

(4) 実施方法

ア 患者定点 (略)

イ 病原体定点

(ア), (イ) (略)

(ウ) (2) のイの(ア)により選定された病原体定点においては、第 3 の(87)から(96)までの対象感染症について、調査単位ごとに、概ね 4 症例からそれぞれ少なくとも 1 種類の検体を送付する。

(エ) (2) のイの(イ)により選定された病原体定点においては、第 3 の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも 1 検体を送付する。

ウ ～ オ (略)

カ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、調査単位が週単位の情報については調査対象週の翌週の火曜日まで、調査単位が月単位の情報については調査対象月の翌月の 3 日までに、中央感染症情報センターに報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報、または月報として公表される県情報、全国情報と併せて、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

キ (略)

4 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1), (2) (略)

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として患者定点に指定された医療機関の中から選定する。

(ア) 小児科病原体定点

小児科定点の概ね 10%を小児科病原体定点として、第 3 の(86)から(96)までを対象感染症とする。

(イ) ～ (ウ) (略)

(エ) 基幹病原体定点

基幹定点の全てを基幹病原体定点として、第 3 の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位

ア, イ (略)

ウ 前記(2)のアの(ウ)により選定された患者定点に関する情報については、第 3 の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104), (105), (107)及び(108)については、1 週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とし毎週報告する。(106), (109)及び(110)に関する患者情報は 1 月を単位として毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1 月 1 日を基準として決定するものとする。

エ (略)

(4) 実施方法

ア 患者定点 (略)

イ 病原体定点

(ア), (イ) (略)

(ウ) (2) のイの(ア)により選定された病原体定点においては、第 3 の(86)から(96)までの対象感染症について、調査単位ごとに、概ね 4 症例からそれぞれ少なくとも 1 種類の検体を送付する。

(エ) (2) のイの(イ)により選定された病原体定点においては、第 3 の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも 1 検体を送付する。

ウ ～ オ (略)

カ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、調査単位が週単位の情報については調査対象週の翌週の火曜日まで、調査単位が月単位の情報については調査対象月の翌月の 3 日までに、中央情報センターに報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報、または月報として公表される県情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

キ (略)

4 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1), (2) (略)

(3) 調査単位及び実施方法

ア、イ (略)

ウ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、中央感染症情報センターに報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される県情報、全国情報と併せて、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

エ (略)

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 (略)

第7 法13条に基づく獣医師の届出 (略)

第8 その他 (略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 調査単位及び実施方法

ア、イ (略)

ウ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所から患者情報の報告があり次第、登録情報の確認を行い、中央情報センターに報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される県情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ (略)

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

第7 法13条に基づく獣医師の届出 (略)

第8 その他 (略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。